

(参考資料)

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)(抄)

第 54 条 特殊法人及び認可法人のうち政令で定めるもの(次項において「対象法人」という。)は、その役員及び職員の数又はこれらに係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度におけるこれらの数又は額からその百分の五に相当する数又は額以上を減少させることを基本として、役員及び職員の数又は人件費の削減に取り組まなければならない。

2 対象法人を所管する大臣は、前項の規定による削減の取組について、必要な指導を行うものとする。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第 53 条第 1 項の法人並びに同法第 54 条第 1 項の特殊法人及び認可法人を定める政令(平成 18 年政令 207 号)(抄)

(法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人及び認可法人)

第2条 法第五十四条第一項の政令で定める特殊法人は第一号に掲げるとおりとし、同項の政令で定める認可法人は第二号に掲げるとおりとする。

一 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、日本中央競馬会及び放送大学学園

二 (略)